

令和7年第4回農業委員会総会会議録

令和7年第4回船橋市農業委員会総会を4月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	宍倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

齊藤 義夫

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 5番、長嶋 雄一委員と、12番、宍倉 由紀雄委員の両名をお願いいたします。 議案審議に入る前に、報告事項（1）を先行して事務局より報告を願います。
局長	改めまして、審議に先立ちまして、職員の人事交流について、議案書は9ページになります。今回、人事異動で3人が着任ということになりました。この度の人事交流については、会長専決として処理いたしました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 ご報告は以上になります。

議長	それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。
	局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。
藤家審査班長	それでは、今月2日、豊田 豊委員、齊藤 義夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。 議案第1号の1につきまして、高根町に在住の譲受人が当該農地を贈与により取得し、農業経営の継承を図るものです。 農業従事者は3名、従事日数は700日、農機具を一式保有しております。 続きまして、議案書2ページ、地図3から4ページ、参考資料、農地所有適格法人の要件（4つの要件）をご覧ください。 議案第1号の2につきまして、緑台に本社を置き、農地所有適格法人、いわゆる農地を所有できる法人になるための4つの要件、 1、法人形態、2、事業内容、3、議決権、4、役員要件の全てを満たすと考えられる譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 農業従事者は3名、従事日数は550日、農機具を一式保有しております。 以上、2議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることから、許可すべきものと思われま
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可とすることに決しました。 局長。

局長	農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。
藤家審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 議案書3ページ、地図5から7ページをご覧ください。 議案第2号の1につきましては、近隣で乗馬クラブを営む法人から要望を受けて、乗馬放牧用地として整備し貸し出すものです。 申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には木柵を施工し、また、雨水は自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま
	す。 なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。 資力については、必要となる金額を証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。 農地の区分については、申請地が、集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。 以上、本議案につきましては、許可相当と思われま
議長	す。 それでは、ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から5を上程いたします。
議長	本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。
藤家審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書４ページ、地図８から１０ページをご覧ください。

議案第３号の１から２につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

議案第３号の１から２につきましては、リサイクル処理業を営む譲受人が申請地を取得し、資材置場として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には柵を施工し、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集団的農地としておおむね１０ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第２種農地と判断します。

続きまして、議案書４ページ、地図１１から１３ページをご覧ください。

議案第３号の３から５につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

議案第３号の３から５につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第３４条第１１号により、特定建築条件付売買予定地８棟、また、区域外整備として寄付道路用地及び防災用地として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は宅地、公衆用道路、雑種地及び陸軍省用地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業にともなう生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、5議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の6から7を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。

藤家審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図14から16ページをご覧ください。

議案第3号の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地14棟を転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、公衆用道路及び宅地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業にともなう生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地は、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に社会福祉施設である「あすなろ保育園」と教育施設である「千葉県立船橋二和高等学校」があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書5ページ、地図17から19ページをご覧ください。

議案第3号の7につきましては、近隣でリフォーム業を営む譲受人が既存の駐車場に隣接する当該地を取得し、駐車場及び資材置場として整備するものです。

なお、当該地は既に碎石敷きがされていて、相続前から駐車場として利用されていたため、始末書が添付されております。

申請地は畑で、隣接地は畑、雑種地、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には既存ブロックを利用し、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が滝不動駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしの声がありました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第４号の１から２を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第４号の１につきましては、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。 議案書６ページ、地図２０から２１ページをご覧ください。 本議案につきましては、大神保町の畑、面積は８０４平方メートルであります。 当該地は昭和４１年から宅地として一体利用されており、現在に至っております。 ２０年以上宅地であった旨の証明として、平成１３年１０月３日撮影の航空写真が添付されております。 続きまして、議案書６ページ、地図２０から２１ページをご覧ください。 議案第４号の２につきましては、大神保町の畑３筆、面積は合計９９０平方メートルであります。 当該地は昭和４６年から自動車整備工場として一体利用されており、現在に至っております。 ２０年以上宅地であった旨の証明として、平成１３年１０月３日撮影の航空写真が添付されております。 以上、２議案につきましては、農地法の規定に基づく許可を要しない土地と思われます。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 穴倉委員。
穴倉委員	これは２つとも大神保町で隣り合わせですか。
議長	事務局。
事務局	事務局です。隣り合わせです。

宍倉委員	隣り合わせでこういう証明願が出ているが、何か理由がありますか？
議長	事務局。
事務局	事務局です。もともとは1人の所有者の土地だったものが相続で分かれて、隣同士の土地になっていると聞いております。この時点で相続も含め全てきれいにしようということで証明願が出されたものです。
議長	よろしいですか。
宍倉委員	はい。ありがとうございます。
議長	ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、農地法に基づく許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。 局長。
局長	農用地利用集積等促進計画案の意見について、議案第5号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第5号の1から2につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は7ページです。 議案説明に入る前に、農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画について概要を説明いたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、利用権設定が農地中間管理機構を介した貸借へ一本化されることとなりました。 令和6年度までは経過措置により、市が農用地利用集積計画を定め、農業委員会の決定を経て計画が公告されることにより利用権が設定されていましたが、今後は農地中間管理事業を活用することで、市街化調整区域内の農地の貸し借りを行うことが可能となります。

なお、農地中間管理事業とは、農地を貸したい所有者から農地中間管理機構が農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手に貸し付ける事業であり、千葉県では、公益社団法人千葉県園芸協会が平成26年4月1日付で県から農地中間管理機構の指定を受け、関係機関、団体と連携して農地中間管理事業を実施しています。

それでは、本議案の説明に入ります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定において、市は農業委員会の意見聴取を経て、その旨及びその内容を記載した書類を農用地利用集積等促進計画の案に添付する必要があることから、市長から農業委員会の承認をいただきたい旨の依頼がありました。

1は高根町の畑2筆、計2,413平方メートルに賃借権5年、2は豊富町の畑1筆、1,352平方メートルに賃借権5年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において借り手の経営状況等を確認、調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 2番の案件ですけれども、譲受人が認定新規就農者ということで、新規就農者で、今までは認定を取得しないと貸借できませんでしたが、要件の認定が今回から外れたわけですね。だけれども、あえて認定を取ったということのいきさつをお聞きしたいです。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 こちらの方ですけれども、齋藤委員おっしゃったとおり、認定新規就農の認定は受けておりまして、こちらは先月の農業委員会総会で、市の農用地利用集積計画でも認定新規就農者ということで借り受けて耕作されている方になります。

したがいまして、今回に関しましては、認定新規就農者というのは要件ではないですけれども、先月来、土地の貸し借りをしている関係で資格自体は取得されている方と農水産課から聞いております。

以上でございます。

議長 齋藤委員。

齋藤委員	そうしますと、前回から借りているといいますと、面積のところで借入面積が書いてありますよね。この面積は今回の面積ではないということですか。前回のと合わせての合計数字ですか。
事務局	はい。
齋藤委員	そうですね。合計ということですね。
議長	事務局。
事務局	齋藤委員がおっしゃったとおり、先月の農用地利用集積計画で、農業委員会で認定いただいた面積が、こちらの方の借入欄に書かれている1,709平方メートルになります。今回の案件は豊富町の畑1筆、1,352平方メートルの案件でございます。
	以上です。
議長	よろしいですか。
齋藤委員	はい。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって承認することに決しました。
	局長。
局長	都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第6号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第6号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は8ページです。
	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の貸借権等の設定に係

る事業計画の認定をすることとされています。

このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は、生産緑地である印内3丁目の畑1筆、1,748平方メートルに賃借権2年8か月を新規に設定するものです。

事務局において、事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

小川委員。

小川委員

2年8か月という期間は半端だと思うんですけど、何か理由があるんですか。

議長

事務局。

事務局

こちらは貸し借りの終期を年末12月31日に設定したいという希望がございましたので、そのような期間になっております。

小川委員

はい。分かりました。

議長

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続きまして、協議事項①に入ります。令和6年度最適化活動の点検・評価についてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明願います。

事務局

事務局です。協議事項①につきましては、令和6年度最適化活動の点検・評価についてでございます。

右上に「令和7年4月総会 協議事項① 資料1」と書かれた資料をお配りしておりますので、ご覧ください。本件の概要とスケ

ジュール案となっております。

まず、1、概要につきまして説明いたします。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施しなければなりません。また、この活動の透明性を確保するため、同法37条の規定により、最適化の推進の状況や事務の実施状況について公表しなければならないとされております。

令和4年2月2日に発出された農林水産省経営局長通知によりますと、各農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、この目標に照らして、毎年度、活動の点検・評価を行うこととされ、各推進委員は翌4月末までに、農業委員会は翌5月末までにそれぞれ点検・評価を行い、翌6月末までに市ホームページ等で公表するとともに、市長、県知事、千葉県農業会議等に報告することとされております。

続きまして、2、スケジュール案をご覧ください。昨年度の点検・評価を基にスケジュール案を作成しております。

なお、昨年度も例年どおり農政小委員会に付託され、農政小委員会及び農地利用最適化推進委員連絡協議会等において検討を行い、総会の決定を経て、公表、報告を行っております。

本日は参考のため、「令和5年度の最適化活動の点検・評価」を資料2として、添付しております。それぞれ「別紙様式3 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「別紙様式4 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」、「別紙様式5 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表」、「別紙様式6 令和5年度の事務の実施状況」。

以上となり、主な内容は、担い手への利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3点について、それぞれ設定した成果目標及び活動目標に対する最適化活動の実施状況や、目標の達成状況を点検・評価するものです。

繰り返しとなりますが、農林水産省経営局長からの通知において、この点検・評価については5月末までに行うものとされていることから、本日は船橋市農業委員会として、令和6年度最適化活動の点検・評価をどのように検討していくか協議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長	本件についてご意見はございませんでしょうか。 神山委員。
神山委員	この件に関しましては、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思います。
議長	ただいま神山委員より、農政小委員会に付託するのご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致で付託することに決しました。 引き続き、協議事項②に入ります。令和８年度船橋市の農地等利用最適化推進施策に関する意見についてでございます。 このことにつきまして、事務局より説明願います。
事務局	協議事項②につきましては、令和８年度船橋市の農地等利用最適化推進施策に関する意見についてでございます。 農業委員会等に関する法律第３８条の規定により、農業委員会が必要であると認めるとき、関係地方公共団体に対し、農地等の利用の最適化推進に関する意見を提出しなければならないことと定められております。 また、令和４年８月総会等において、船橋市農業委員会として、委員の任期中に１度を目安に意見を提出する旨を農政小委員長より報告いただいたところです。 このため、意見の提出の実施について協議をお願いしたいと思います。参考として前回の意見書をお配りしております。 なお、意見を提出する場合は、例年どおり、市が予算編成をする前である８月から９月初旬までの提出が望ましいと考えられます。 説明は以上です。
議長	本件についてご意見はございませんでしょうか。 神山委員。
神山委員	この件に関しても、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思います。

議長

ただいま神山委員より、農政小委員会に付託するのご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致で付託することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

事務局より報告事項（２）から（７）まで６件ございます。

まず初めに、報告事項（２）、議案書ですと９ページになります。市長と農業委員会との事務の補助執行に関する協議について、別添配付資料のとおり、市長より、地方自治法第１８０条の２の規定に基づく事務の補助執行について同意を求める申し入れがございました。地方自治法第１８０条の２で、地方公共団体の長は、権限に属する事務の一部を地方公共団体の委員会と協議して、委員会やその事務を補助する職員に補助執行させることができると定めております。今回の協議については、令和７年２月２５日に船橋市予算会計規則が全部改正されたことに伴い、一部標記を修正するものでございます。なお、教育委員会等、他の行政委員会に同様の申し入れがなされており、会長専決として同意する旨、回答いたしましたので、ご報告をいたします。

続きまして、報告事項（３）、議案書は１０ページになります。農地法第３条の３の届出に係る受理通知書の交付について、２件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（４）、議案書は１１ページになります。農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、２月中に６件の届出を受理いたしました。

続きまして、報告事項（５）、議案書は１２ページから１６ページになります。農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、２月中に２９件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（３）から（５）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（６）、議案書は１７ページになります。転用許可にともなう工事完了報告について、２件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたしました。

最後に、報告事項（７）、議案書は１８ページになります。農地の転用事実に関する照会について、１件を局長専決として回答いたしました。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後３時５０分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後３時５７分第４回農業委員会総会の閉会を宣言した。